省　令

○環境省令第十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十八条の五第一項第五号及び第八十二条の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月七日

環境大臣　中川　雅治

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（その他の認定基準） **第十九条の八**　法第十八条の五第一項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　申請者が、鳥獣捕獲等事業で用いる猟法ごとに捕獲従事者を原則として四人以上有すること。ただし、わな猟による鳥獣の捕獲等をしようとする場合において、当該わなにかかった鳥獣を確実に捕獲等するために装薬銃を使用する事業にあっては、装薬銃を使用する捕獲従事者を二人以上有すること。 六　ニホンザル（マカカ・フスカタ）、ヒグマ（ウルスス・アルクトス）、ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニッポン）を対象とする鳥獣捕獲等事業であって装薬銃を使用するものを実施する場合にあっては、事業従事者を原則として十人以上有すること。ただし、前号ただし書の事業にあってはこの限りでない。	（その他の認定基準） **第十九条の八**　法第十八条の五第一項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　申請者が、鳥獣捕獲等事業で用いる猟法ごとに捕獲従事者を原則として四人以上有すること。ただし、ニホンザル（マカカ・フスカタ）、ヒグマ（ウルスス・アルクトス）、ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニッポン）を対象とする鳥獣捕獲等事業であって装薬銃を使用するものを実施する場合にあっては、装薬銃を使用する捕獲従事者を原則として十人以上有すること。 （新規）